

○札幌市指定管理者情報公開要綱

平成 15 年 12 月 15 日助役決裁
最近改正平成 19 年 3 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 22 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者の情報公開について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定管理者が保有する文書)

第 3 条 条例第 22 条の 2 第 1 項に規定する公の施設に関する文書は、指定管理者の役員及び職員（以下「職員等」という。）が公の施設の管理を行うに当たって職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該指定管理者の職員等が組織的に用いるものとする。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(札幌市出資団体等情報公開要綱の規定の準用)

第 4 条 札幌市出資団体等情報公開要綱第 4 条から第 15 条までの規定及び札幌市出資団体等情報公開事務取扱要領は、条例第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、前条の文書の閲覧、写しの交付等の申出があった場合について準用する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、指定管理者の情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成 15 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。